

第 1 回小委員会（各省施策ヒアリング） 指摘事項に係る補足説明

○農林水産省

流砂系を考慮し、上流からの土砂等の物質の流れを意識して下流側での取組（藻場・干潟の造成）が行われているか。

（答）

1. 閉鎖的な湾、入り江等では、流入する河川からの栄養塩や土砂流入等上流側の状況が下流側の漁場環境に影響を及ぼします。
そのため、水産庁と林野庁が連携し、栄養塩類の供給のための広葉樹林の造成、間伐や、濁水の緩和のための荒廃林の整備・保全等に取り組んでいます。
2. また、流域の下流側である海域においては、海洋環境の変動や人為的な要因により、有機物や窒素等の除去等水質浄化や水産資源の保護・培養等の機能が低下した藻場・干潟において、その機能の回復、補完の観点から藻場・干潟の造成に取り組んでいるところです。
例えば、既存藻場拡大のために、既存藻場周辺で行う造成のほか、
 - ・磯焼けにより岩礁性藻場が衰退した海域での回復、
 - ・昔豊かであったアマモ場が埋立等により大きく減少した場所でのアマモ場の回復、
 - ・河川から供給される土砂の細流化により砂泥分が増えた干潟における良質な砂の供給（覆砂）や耕うんなどです。

○国土交通省

全総のものと沿岸域の総合管理計画の進捗状況を伺いたい。

(答)

1. 第5次全国総合開発計画（全総）である「21世紀国土のグランドデザイン」（平成10年3月閣議決定）において、「地方自治体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し」、国は、そのための「計画策定指針を明らかに」することとされました。
2. このため、平成12年2月、関係17省庁からなる「21世紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議において、地方公共団体や様々な民間主体が計画を策定・推進する際の基本的な方向を示すため「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を決定しました。
3. この指針は、地方公共団体に計画の策定を義務付けるものではありませんが、これまでに行った関係者のヒアリングや文献収集等により、沿岸域の保全、利用、安全・防災等の複数の目的・施策の方向性を有する総合的な計画・構想等として二十程度の事例を把握しているところです。